

宇部市営住宅審議会議事録

日 時 平成28年2月22日（月）午前10時から10時40分まで
場 所 宇部市役所2階 第3会議室
出席委員 8名
欠席委員 2名
事務局 8名

会 議 次 第

- 1 会長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 議事

諮問第1号 入居者の募集方法の変更について

諮問第2号 身体障害者向け住宅の単身入居対象住宅の変更について

- 4 報告

宇部市営住宅等指定管理者の指定について

市営住宅の入居資格のうち住宅困窮要件の緩和について

3 議事

【事務局】 諮問第1号 入居者の募集方法の変更について説明

【委 員】 空き部屋が発生する要因は何か。

【事務局】 様々な要因があると考えられるが、高い場所にあり、坂があるなど立地が平地でないことが大きな要因であると考えている。

【委 員】 入居しやすい環境づくりをしないと募集方法を変更しても空き部屋は減らないかもしれない。

【事務局】 空き部屋を減らすために随時募集を併用する方法を考えているが、空き部屋が解消しなければ見直しを重ねていく必要があると考えている。

【委 員】 （資料1について）下表の空き部屋数は、累積した数字か。現空き戸数か。

【事務局】 現空き戸数。

【委員】空き部屋が発生する要因として、地理的な要因もあるが、市の中心部から遠い西岐波団地の応募数が多いことから、老朽化によることも要因の一つではないか。

【事務局】建築年数が古い住宅でも、応募数が多い住宅もあるので、大きな要因は地理的なものであると考えている。

【委員】空き部屋数に比べ、募集戸数が少ないと思うが。

【事務局】空き部屋の多くは、エレベーターのない住棟の上層階にあり、抽選で上層階に当選しても辞退されるケースが多いため、低層階の部屋から募集しており、過去の応募件数の実績等を勘案して募集戸数を決めている。そのため、空き部屋数と募集件数が相違している。

(採 決)

諮問どおりとする。

【事務局】身体障害者向け住宅の単身入居対象住宅の変更について説明

【委員】入居を希望している人からなかなか入居できないという声を聞いていたので、歓迎する。

【会長】障害者差別解消法も施行され、とてもよいことだと思う。

(採 決)

諮問どおりとする。

4 報告

【事務局】宇部市営住宅等指定管理者の指定について

市営住宅の入居資格のうち住宅困窮要件の緩和について説明

【副会長】評価結果について、5つの項目があるが、細かい評価項目があるか。

【事務局】それぞれの大項目の中に複数の小項目を設定している。